



# 公聴会を開催します

1. 案件 むつ都市計画区域内 柳町三丁目の一部、大字田名部字前田の一部の用途地域の変更（原案）及び地区計画（原案）について
2. 場所 下北文化会館 2階 大集会室
3. 日時 平成20年4月15日（火）午後2時

**意見を述べたい方は 平成20年4月9日（水）正午 までに公述人申出書をむつ市都市計画課へ直接提出して下さい。**

都市計画公聴会とは・・・むつ市の案を作成するために住民が公述人として、案件に対して、意見を述べる場です。

[むつ市都市計画公聴会規則](#)第2条の規定により、むつ都市計画用途地域の変更（原案）及び地区計画（原案）についての公聴会を次のとおり開催します。

## 公述人申出書

・公述人申出書には様式がございますので、都市計画課ホームページからダウンロード [PDF](#)（56KB）[WORD](#)（29KB）していただくか、都市計画課から直接お受け取りいただきますようお願いいたします。この様式には、意見の要旨や理由などを記入していただきます。

## 公述人の選定

- ・原案に賛成する方と反対する方の数が、おおむね同数となるように選定します。

## 公聴会の傍聴

- ・公聴会を傍聴したい方は当日、会場へおいでください。
- ・先着順となりますので、満席のときは入場できません。

## 公聴会で意見を述べるには

- ・資格 むつ市の都市計画区域に住所がある方。
- ・手続 4月9日までにむつ市都市計画課へ公述人申出書を提出し、公述人として選定された場合。

## 注意

- ・公述人申出書は次の時間内で受け取りくださいますようお願いいたします。  
月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで。
- ・郵送による申出書の提出は無効とします。
- ・申出が多数の場合、抽選となることもあります。その際は、抽選場所、日時を電話にてお知らせします。
- ・公述時間は一人当たり10分以内とします。
- ・公述人の申し出がないときは、公聴会は開催しませんのでご注意ください。

## 問合せ先

市都市計画課都市計画係 電話 22-1111 内線632